

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.39  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## 歯科

# 新型コロナ患者の診療に係る 特例加算について



厚労省は9月28日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その63)」を発出しました。以下、通知の概要をお知らせします。なお、感染症対策加算(外来5点、入院10点)は9月末で廃止されます。(詳細はFAX情報No.37をご覧ください。)

### ◆ 乳幼児感染予防策加算は点数引き下げ (歯科:55点→28点)

2021年10月診療分から引き下げ。2022年3月診療分で終了。

### ★以下、新型コロナに感染している患者への診療に係る加算です★

## 新型コロナ感染患者への特例加算について

1. いずれも9月28日より算定ができます。
2. いずれも摘要欄に「コロナ特例」と記載する必要があります。

### ◆「総合医療管理加算」または「在宅総合医療管理加算」の上乗せ算定が可能に

- ① コロナ感染症患者に対して、当該疾患の担当医から「歯科治療を行うに当たって必要な当該患者の全身状態・服薬状況等の診療情報提供」を受け、必要な管理・療養上の指導等を行った場合
- ② 歯科疾患管理料または歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わない
- ③ 総合医療管理加算(50点)または在宅総合医療管理加算(50点)を、1日につき1回、上乗せ算定できる。  
(施設基準を満たすものと見直し、届け出は不要。ただし診療録に情報提供内容を記載する)

### ◆コロナ感染患者への訪問診療は、診療時間が20分未満でも減算なし

- ① 自宅・宿泊療養中のコロナ感染患者、または歯科を標榜する医療機関「以外」の医療機関に入院するコロナ感染患者に対して歯科訪問診療を行った場合
- ② 診療時間が20分未満の場合でも、減算を行わずに(1100点)を算定できる

### ◆コロナ感染患者に対しては「緊急歯科訪問診療加算」が算定可能

- ① 自宅・宿泊療養中のコロナ感染患者、または歯科を標榜する医療機関「以外」の医療機関に入院するコロナ感染患者、またはその看護者からの訴えで、速やかに歯科訪問診療を行った場合
- ② 手術後の急変等が予想される場合に限らず、緊急の場合として算定可能

◆呼吸管理を行っているコロナ患者に「非経口摂取患者口腔粘膜処置」が算定可能

- ① 呼吸管理を行っているコロナ患者に対し、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、1日につき1回、非経口摂取患者口腔粘膜処置(100点)を算定できる

◆「歯科治療時医療管理料」または「在宅患者歯科治療時医療管理料」が算定可能

- ① コロナ感染症患者に対し、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合
- ② 歯科治療時医療管理料(45点)または在宅患者歯科治療時医療管理料(45点)を算定できる  
(施設基準を満たすものと見直し、届け出は不要)

◆歯科特定疾患療養管理料が算定可能

- ① 口腔乾燥を訴えるコロナ感染症患者に、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、歯科特定疾患療養管理料(170点)を算定できる